

令和4年（2022年）2月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会会議録

2月4日（金）

午前10時01分 開会

午後0時36分 閉会

(午前10時01分 開会)

○議長(伊佐文貴)

これより令和4年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(伊佐文貴)

現在の出席議員は21名です。

議員定数は25名で定足数は13名です。よって、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付されているとおりです。

○議長(伊佐文貴)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において14番、藏根武議員、15番、與儀喜邦議員を指名いたします。

○議長(伊佐文貴)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月4日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、会期は2月4日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

上盛政秀議員、上里樹議員より、感染症予防に係る移動自粛等の理由から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、議員選出について、令和3年11月12日付で宮古島市選挙区選出の下地信広議員が任期満了となり、同選挙区から上里樹議員が当選されました。

次に、令和3年12月2日付で、糸満市選挙区選出の金城悟議員が任期満了となり、同選挙区から浦崎暁議員が当選されました。

今回、新たに当選されました上里樹議員、浦崎暁議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項の規定により議席を指定します。

上里樹議員を2番に、浦崎暁議員を24番に指定します。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和2年7月31日の議会運営委員会で決定され、令和4年1月14日の全員協議会において、再確認しております。

本日の会議においても、感染症対策について、議員及び出席者の御協力をお願いします。

次に、1月14日付で、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

また、監査委員より令和3年6月分から令和3年11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書に写しを添付していますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出書が提出されていますので、後刻、議題といたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より、行政報告の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

おはようございます。

行政報告の前に、新型コロナウイルス感染症の脅威が激しい中、同感染症により亡くなられた方々に心から御冥福を申し上げますとともに、罹患された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者の皆様をはじめ、最前線で御尽力されているエッセンシャルワーカーの方々の御奮闘に心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、令和4年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が昨年8月27日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして概要の報告をいたします。

昨年10月12日、熊本県において開催を予定しておりました秋季九州広域連合長会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現地開催が中止となりました。九州ブロック協議会の要望事項については、書面議決後、全国後期高齢者医療広域連合協議会へ提出をされております。

取りまとめられた要望書は、11月18日に、全国連合協議会会長から、厚生労働省において保険局長へ手交されております。

その主な内容は、「窓口負担の在り方について」、窓口負担割合の見直しの際に、被保険者や医療機関に混乱が生じることのないよう十分に配慮するとともに、必要な経費に対して国には財政支援を確実に実施すること。

また、「骨太方針2021に関して」、中長期的な課題として検討を深めることとされている後期高齢者医療制度の運営体制について、制度の安定的かつ継続的な運営のため、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で、国の中長期的なビジョンを早期に示すこと、及び生活保護受給者の国民健康保険と後期高齢者医療制度への加入について検討されているが、慎重な議論が必要であることから、制度の維持及び財政の安定化を図るため、現行の医療扶助の維持を求める。

「保健事業について」は、高齢者の保健事業の介護予防の一体的実施について、市町村が事業を継続的に実施できるよう、KDBシステムの充実や交付金の算定事務等の簡素化、継続的かつ実態に即した基準単価の設定など十分な財政措置を講じること。

そのほかにも、「マイナンバー制度関連について」、「財政関係について」、「新型コロナウイルス感染症対策関連について」、「大規模災害などについて」、「第三者行為関連情報提供の体制構築について」、など計8項目について要望しております。

また、広域連合の事務所移転につきましては、引き続き慎重に検討するとともに、移転関連の基金条例の制定や移転検討のための附属機関の改正などを今議会に提案をしております。

さて、新型コロナウイルス感染が続く中、当広域連合は、被保険者の皆様が引き続き安心して医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度の安定

運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日の定例会には、条例3件、補正予算1件、当初予算2件、その他1件、合計7件の議案を提出しております。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げ、行政報告といたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、議会運営委員の選任を議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、現在、1名欠員となっております。

議会運営委員の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として那覇市議会の糸数貴子議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました糸数貴子議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第6、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和4年2月4日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

令和4年度に沖縄県後期高齢者医療広域連合事

務所移転検討委員会を設置するため、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては事務局より説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の新里です。よろしくお願いします。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

現行の条例の別表に新たな項を設け、広域連合事務所移転候補先の検討及び選定に関することを担任するために附属機関として、沖縄県後期高齢者医療広域連合事務所移転検討委員会を設置するものでございます。

5ページは新旧対照表となっており、令和4年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第7、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和4年2月4日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

令和4年度及び令和5年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては事務局より説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案第2号は、議案書別冊となっております。議案書別冊の2ページをお開きください。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、現行条例の第8条、所得割率、及び第9条、均等割額について定めた条文について、現行と同率・同額に据え置くため、「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年及び令和5年度」に文言を改めます。

また、第10条、保険料賦課限度額につきましては、限度額を「64万円」から2万円引上げ、「66万円」に改めるほか、附則についての条文の削除及び整理をするものでございます。

3ページは新旧対照表で、下線の部分が変更箇所となっております。

令和4年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第8、議案第3号、沖縄県後

期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月4日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

広域連合の財政の健全な運営のため又は臨時的な財政需要が生じた際に、構成市町村に共通経費分賦金の追加負担を生じさせないように、沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金を設置する。

なお、詳細につきましては事務局より説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について御説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

広域連合の財政の健全な運営のため、または臨時的な財政需要が生じた際に、構成市町村に共通経費の追加負担などが生じよう、沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金を設置するため、条例を制定するものです。

令和4年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

通告の通告がありますので、発言を許します。

上地榮議員。

○上地榮議員

それでは、通告に基づきまして質疑いたします。

まず、この条例に関しましては、財政需要で臨時的な行政需要というのがあるわけございます。

それで議論として、口頭では移転に伴う基金だということを理解しているわけですけど、その他のいわゆる何かあったときに、財政ですから、使い様によっては使えるかなと思ひまして、その辺の議論があったかどうかですね。

2点目は、今回の条例については事務所移転に伴うものと考えられるが、積立の予想額、なかなか先が見えない状況ではございますけれども、執行部としてはどのぐらいを考えているのか。

3点目に、この移転の目標時期についてお伺いいたします。

○議長(伊佐文貴)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

上地議員の御質疑、沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について。

(1) 臨時的な行政需要とは、どんな需要が考えられるのかについてお答えします。

臨時的な財政需要とは、事務所の移転費用以外に、移転後の通信回線の敷設、事務所のレイアウト変更等の改修工事、議会用音響機器の工事などを想定しております。

また、現在の事務所の原状回復費用が発生する可能性も想定しております。

次に、(2) 今回の条例については、事務所移転に伴うものと考えられるが、積立の予想額についてお答えします。

移転に伴う費用は移転場所によって変動するものだと考えております。移転先が決まり、具体的に引っ越しかかる費用が確定した後は、臨時的な財政需要に対応する額だけを残金とし、それ以上の基金の上積みは行わず、翌年度の一般会計予算に繰り入れ、事務所分賦金と相殺する予定であります。

(3) 移転の目標時期についてお答えします。

事務所移転の時期は、令和4年度に移転場所が決定したと仮定した場合、最短のスケジュールで申し上げますと、令和5年度の5月から6月を想定しております。その場合は令和5年度当初予算に繰り入れる必要があります。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

ただいまの答弁では、基本的には移転に伴う費用だと理解しております。それでよろしいでしょうか。

○議長(伊佐文貴)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

そのとおりでございます。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

2番目の、いわゆる予想額につきましては、確かにこれはもう場所によって違うから理解はできますけれども、その中で特に4年度、5年度それぞれスケジュールを見ますと積み立てするということがあるわけですが、現段階では予想額につきましては考えていないという理解でいいんですか。

○議長(伊佐文貴)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

そのとおりでございます。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

ちょっと3点目のほうが聞き取りにくかったんですが、これは移転の目標時期というのは、仮に令和4年度に移転する場合の内容をもう一回お願いしたいんですが。

○議長(伊佐文貴)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

先ほどの移転の時期については、令和4年度に移転場所が決定したと仮定した場合の最短のスケジュールで申し上げますと、令和5年度の5月から6月を想定しております。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

令和4年度でこれが決定したら、そのときには令和5年度の5月頃に移転というふうなことだと分かりました。

それで、基本的には基金条例というのは財政ですから、これはいわゆる移転した後の基金というのは、これは廃止という格好になるのか。あるいは、そのまま存続するものなのか。それについて伺います。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

事務所移転後の財政調整基金の取扱いについてお答えします。

事務所移転後は、先ほども申し上げましたとおり、臨時的な財政需要に対応する額だけを残し、それ以上の基金の上積みは行わず、翌年度の一般会計に繰り入れ、事務費分賦金に充てる予定でございます。

臨時的な財政需要に対応する額については、決算剰余金の1年分の基金積立額を想定しています。

令和2年度の決算剰余金を例にしますと、一般会計決算剰余金は約4,000万円でありましたので、その2分の1の2,000万円分の積立金となります。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

これで通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第9、議案第4号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第4号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)。

令和３年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第１条、債務負担行為の追加は、「第１表 債務負担行為補正」による。

令和４年２月４日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第４号、令和３年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第２号)について御説明いたします。

議案書の13ページをお開きください。

第１表、債務負担行為の補正でございます。

令和４年度当初予算に計上しています医療費通知書作成委託料、療養費通知書作成委託料、柔整二次審査業務委託料について、事前に入札業務などを進める必要があるため、債務負担行為を追加補正するものでございます。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

○議長(伊佐文貴)

これにて質疑を終結いたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第10、議案第５号、令和４年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題とします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第５号、令和４年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

令和４年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第１条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億7,201万円と定める。

２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年２月４日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第５号、令和４年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計について御説明いたします。

議案書の18・19ページをお開きください。

一般会計予算は、広域連合の運営に係る人件費や事務費に係る予算でございます。

第１表、歳入歳出予算です。

令和４年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ２億7,201万円を計上しております。

22・23ページをお開きください。事項別明細書の総括でございます。

前年度と比べ6,000円の減となっております。

議案書の28・29ページをお開きください。

主な歳入の内容について、事項別明細書により御説明いたします。

一般会計の歳入のほとんどは、市町村からの負担金でございます。

１款分担金及び負担金２億7,200万円となっており、前年度と同額となっております。

34・35ページをお開きください。

歳出の主な内容について御説明いたします。

１款１項１目議会費357万6,000円を計上しております。

次に、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費は２億6,514万2,000円を計上しております。

主な内容といたしましては、１節報酬193万8,000円、２節給料１億1,021万7,000円、３節職員

手当等7,802万1,000円、4節共済費4,120万7,000円を計上しております。

36・37ページをお開きください。

11節役務費として通信運搬費、口座振替手数料等に557万6,000円を計上しております。

12節委託料として、財務会計システム保守委託料、健康診断業務委託料、財務諸表作成委託料等に504万5,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料として、事務所賃借料、共益費、パソコン等賃借料等で1,421万6,000円を計上しております。

2項選挙費1目選挙管理委員会費で4万5,000円を計上しております。

38・39ページをお開きください。

2款3項1目監査委員費69万7,000円を計上しております。

4款予備費は254万9,000円となっております。

40ページをお開きください。

一般会計分の給与明細表となっております。1特別職、2一般職の給与等の内訳となっております。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

○議長(伊佐文貴)

これにて質疑を終結します。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第11、議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,509億8,019万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項の計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月4日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計について御説明いたします。

44～46ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

令和4年度の特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,509億8,019万9,000円を計上しております。

48・49ページをお開きください。事項別明細書の総括です。

前年度と比べ40億6,089万3,000円の増となっております。

54・55ページをお開きください。

事項別明細書で歳入の主な内容について御説明いたします。

1款市町村支出金は264億6,100万1,000円で、前年度と比べ3億2,781万6,000円の増となっております。

1項市町村負担金1目事務費負担金は5億7,000万円で、前年度と比べ1,800万円の増とな

っております。

2 目保険料等負担金 143 億 6,919 万 9,000 円で、前年度と比べ 21 万 8,000 円の減となっております。

3 目療養給付費負担金は 115 億 2,180 万 2,000 円、前年度と比べ 3 億 1,003 万 4,000 円の増となっております。これは歳出予算、療養給付費の 12 分の 1 を市町村が整理して負担するものです。

2 款国庫支出金 1 国庫負担金 1 目療養給付費負担金 361 億 5,541 万 2,000 円。前年度と比べ 10 億 1,997 万 4,000 円の増となっております。療養給付費の 12 分の 3 を国が定率で負担するものです。

2 目高額医療費負担金 9 億 9,543 万 3,000 円。前年度と比べ 7,999 万 4,000 円の増となっており、1 件 80 万円以上の高額医療費の 4 分の 1 を国が負担するものでございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金 114 億 8,425 万 4,000 円。前年度と比べ 2 億 6,918 万 9,000 円の増となっております。広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容などの特別な事情により交付されるものでございます。

2 目健康診査事業費補助金 9,111 万 3,000 円。前年度と比べ 770 万 6,000 円の減となります。健診事業費の 3 分の 1 補助でございます。

3 目医療費適正化等推進事業費補助金 26 万 4,000 円。前年度と比べ 3 万 7,000 円の増額となっております。

56・57 ページをお開きください。

4 目特別高額医療費共同事業費補助金 1,001 万円。前年度と比べ 26 万 7,000 円の増となっております。400 万円を超えるレセプトの 200 万円を超える部分についての一部補助です。

3 款県支出金 1 項県負担金 1 目療養給付費負担金 115 億 2,180 万 2,000 円。前年度と比べ 3 億 1,003 万 4,000 円の増となっております。療養給付費に対して 12 分の 1 を県が定率で負担するものでございます。

2 目高額医療費負担金 9 億 9,543 万 3,000 円。前年度と比べ 7,999 万 4,000 円の増となっております。1 件 80 万円以上の高額医療費の 4 分の 1 を県が負担するものであります。

4 款支払基金交付金 619 億 5,722 万 8,000 円。前年度と比べ 15 億 6,559 万 1,000 円の増となつて

おります。現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものです。

5 款特別高額医療費共同事業交付金 1 億 1,073 万 3,000 円。前年度と比べ 6,134 万 6,000 円の増となっております。

58・59 ページをお開きください。

8 款繰入金 10 億 5,761 万円。前年度と比べ 3 億 5,732 万 6,000 円の増となっております。

60・61 ページをお開きください。

10 款諸収入 3 項雑入 4 目第三者納付金 1 億 3,776 万 1,000 円。前年度と比べ 270 万 9,000 円の減となっております。

以上が歳入の主な説明となります。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

64・65 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 6 億 8,315 万 4,000 円。前年度と比べ 1 億 705 万 5,000 円の増となっております。

66・67 ページをお開きください。

2 項 1 目賦課徴収費 1,873 万 1,000 円。前年度と比べ 6 万 1,000 円の増となっております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目療養給付費 1,386 億 9,066 万 4,000 円。前年度と比べ 36 億 4,981 万 6,000 円の増となっております。これまでの実績、被保険者数の伸び、1 人当たり医療費の伸び等により算出しております。

2 目訪問看護療養費 13 億 8,420 万 6,000 円。前年度と比べ 1 億 4,022 万 7,000 円の増となっております。訪問看護を受けた際に支給されるものです。

68・69 ページをお開きください。

5 目審査支払手数料 3 億 3,175 万 4,000 円。前年度と比べ 783 万 7,000 円の増となっております。国保連合会への療養費等の請求に関する審査及び支払いに対する手数料でございます。

2 項高額療養諸費 1 目高額療養費 76 億 2,920 万 6,000 円。前年度と比べ 8,513 万 7,000 円の増となっております。自己負担額が限度額を超えた場合に支給されるものです。

2 目高額介護合算療養費 1 億 5,269 万 8,000 円。前年度と比べ 975 万 2,000 円の増となっております。

す。後期高齢者医療と介護保険の両方の負担額の合計で、限度額を超えた場合に支給されるものです。

3項その他医療給付費1目葬祭費1億5,556万円。前年度と比べ1,116万円の増となっております。

2目その他医療給付費8億7,265万4,000円。前年度と比べ2,205万2,000円の増となっております。その内容につきましては、あんま・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金1億2,943万4,000円。前年度と比べ6,595万3,000円の増となっております。著しい高額な医療費の発生による財政の影響を緩和するため、財政調整機能として国保中央会が実施する共同事業への拠出金及び事務費となっております。

68ページから70・71ページをお開きください。

5款保健事業費1項健康保持増進事業費1目健康診査費4億6,327万1,000円。前年度と比べ1,258万1,000円の増となっております。

2目その他健康保持増進費4億3,364万6,000円。前年度と比べ5,363万2,000円の減となっております。

72・73ページをお開きください。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3,103万7,000円。前年度と比べ197万4,000円の増となっております。

9款予備費として409万8,000円を計上してございます。

74ページをお開きください。

特別会計に係る給与明細表となっておりますので、御覧ください。

以上が、令和4年度特別会計の歳入歳出の説明となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

通告に基づき質問をいたします。

特別会計歳出におきまして、1款総務費の中で1項1目12節委託料についてであります。2つ質問を行います。

65ページ下にありますが、1.資格関連委託業務とはどのような業務を委託するのかを伺います。

続きまして同じページの下、2.カスタマイズ委託料とありますが、令和4年度は高額となっております。委託業務の内容について伺います。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

おはようございます。

與儀喜邦議員の御質疑の1つ目についてお答えいたします。

歳出1款1項1目第12節委託料のうち資格関連業務委託料につきましては、対前年度比1,068万6,000円増の2,066万円となっております。

その内容といたしましては、年次切替えの際の被保険者証と一緒にジェネリックカードや制度周知チラシ及び限度額認定証等を作成、封入封緘し、広域連合から各市町村へ発送する委託料となっております。

被保険者に対しましては、市町村が送付することとなっております。

令和4年度につきましては、負担割合変更が10月1日より施行されることから、2回に分けて被保険者証を送付することになっており、2回分の委託料を計上しております。

○議長(伊佐文貴)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

2つ目のカスタマイズ委託料は、令和4年度は高額になっている。委託料業務の内容について伺うについてお答えいたします。

カスタマイズ委託料は、後期高齢者医療制度を運営するための被保険者情報などを管理する標準システムの改修費となっております。

令和4年度のカスタマイズ委託料が前年度と比較して高額となった理由といたしましては、例年の改修費に加え、令和4年10月から実施されま

す窓口負担2割化に対応するため、所得計算、負担区分判定等に関係する機能の変更、高額療養費関係等の改修を予定しております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

質問の1番目で、秋からの外来2割負担の被保険者証の差替えということで、年2回発送するということで理解いたしました。

それでは、委託の費用は前年度よりかなり増えておりますが、財源についてはどうでしょうか。

また、その印刷費とか送付の負担は市町村、あるいはまた広域連合になるのでしょうか。伺いたします。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

再質疑にお答えいたします。

資格関連業務委託料の財源につきましては、1回目分が昨年度と同様、臓器提供の意思表示分といたしまして委託料1,033万円のうち71万9,595円、今回新たに発生しました2回目分につきましては1,033万円、全額が特別調整交付金対象となっております。

また、市町村が被保険者へ送付する郵送料につきましても、全額特別調整交付金対象となっており、広域連合より市町村に対しまして、特別会計予算書67ページの第18節負担金、補助及び交付金のうち、窓口負担見直しに係る事務費負担金として補助するものでございます。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

費用は国が補助するということで理解いたしました。

次に、2番目の今回のようなカスタマイズ委託料の契約についてですけれども、毎年金額が変わっているようではありますが、更新期間はどのようになっていますでしょうか。

また、ここ数年間の実績を挙げていただき、委託料の妥当性について御説明を伺います。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午後10時57分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

ただいまの質問にお答えいたします。

標準システムの契約期間は、平成31年2月より5年間となっております。

標準システムカスタマイズ費用に関する金額ですが、令和2年度は1,097万8,000円、令和3年度は1,259万5,000円となっております。

今回は通常改修分として1,100万円、窓口負担対応に1,100万円の予算を計上しております。

○議長(伊佐文貴)

これで通告に基づく質疑は終わりました。

○議長(伊佐文貴)

これにて質疑を終結いたします。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第12、議案第7号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第7号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和4年2月4日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第7号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について御説明いたします。議案は75～85ページまでとなっております。

79ページをお開きください。

内容としましては、沖縄県市町村交通災害共済組合を令和4年3月31日に解散し、令和4年4月1日から沖縄県市町村総合事務組合に統合するため、沖縄県市町村総合事務組合の規約を一部改正し、併せて文言の整理をする内容となっております。

79ページからは新旧対照表となります。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(伊佐文貴)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

○議長(伊佐文貴)

これにて質疑を終結します。

休憩いたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

続きまして、日程第13、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

上地榮議員、登壇をお願いします。

○上地榮議員

読み上げて、一般質問を行います。

今年の10月から制度改正により、一定以上の所得がある後期高齢者の一部負担を2割に引上げるようになっております。

しかるに、令和4年度8月に保険証の切替え、それがまた9月に切替えというふうな事務がかなり増えるわけでございます。

保険証の切替えが7月から始まるが、1割負担

から2割に引き上げられることにより、窓口負担ではかなりの混乱が予想される。

そこで、対象者に対する周知の徹底や窓口スタッフの増の対応等が必要と思われます。具体的な支援策について伺いいたします。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

上地榮議員の御質問についてお答えいたします。

窓口負担の見直しにつきましては、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より施行となっております。

今回の見直しは一定以上、所得のある高齢者の方に御負担いただく改正であり、その目的や内容について丁寧な周知広報が必要なことから、国のほうでは1月4日より後期高齢者窓口負担割合コールセンターを設置しており、本広域連合のホームページにて御案内しているところでございます。

被保険者証につきましては、7月と9月の2回交付することとなっており、その際にリーフレットも合わせて同封し発送する予定でございます。

リーフレットの内容につきましては、国が作成したものととなりますが、高齢者に配慮した読みやすい文字の大きさやレイアウト及び理解しやすい内容となるよう努めてまいります。

本広域連合といたしましては、国と連携を図りながら、リーフレットやホームページなどを活用して、被保険者に対し丁寧な説明と見直し内容の周知を行うなど、十分な広報周知に努めるとともに、窓口業務を担っている市町村とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

本件につきましては、先ほど連合長からの報告にありましたように、執行部におきましても十分困難が予想されるという立場から国への要請もあったと伺っているわけでございますけれども、具体的にはリーフレットと、それからホームページ、それを通じて周知すると言うんですけれども、テレビなどの活用、ホームページはお年寄りはない

なか分からないですよ。開いたり何したり。

だから、そういったテレビの活用などを考えられているか伺います。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

再質問にお答えいたします。

今、国のほうからはテレビに対する周知に関しましては、こちらのほうに対して今そういうことを予定しているという周知はございません。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

テレビは国からではなくても、例えば広域連合としてこれをやる予定はないのか伺います。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

ただいまの再質問にお答えいたします。

当広域連合としましては、こういった事業を展開するには市町村からの分賦金を基に実行していかなければならない。今現在、国からのそういった補助金等はございませんので、そういった意味で考えますと、現状としては難しいかなと考えております。

しかしながら、今御質問等ございましたように、必要だというふうには十分理解しておりますので、国のほうにまた問合せするなり、要請するなりで対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

上地榮議員。

○上地榮議員

最後の質問になります。

この質問の中で窓口スタッフの増員の話を出しているわけけれども、例えば実際、市町村の窓口では結構人がやっぱり必要だと思うんですね。私も実際この件で窓口に行ったんですけども、時間かかるんですよ。

だから、先ほど質疑の中でも事務費の負担の話がありましたけれども、この人件費等のそういう負担なども考えられているのか。考えてなければ、その辺する用意はあるのか。その辺について伺い

います。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

ただいまの御質問にお答えいたします。

現時点におきましては、市町村の窓口の増員等に伴う人件費の補助金については示されていないところでございます。

しかしながら、最初の答弁で申し上げましたとおり、国のほうがコールセンターを設置してございまして、電話をかけていただければそういった対応をすることになってございます。

しかしながら、市町村の住民の方は直接役所のほうに行かれる方が多いと思いますので、今後ともQ&Aなどを活用しながら、広域連合と市町村のほうで連携しながら対応してまいりたいと考えております。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

これをもって、上地榮議員の一般質問を終わります。

次に、玉城義彦議員の一般質問を許します。

玉城義彦議員、御登壇をお願いします。

○玉城義彦議員

皆様、こんにちは。

それでは、通告書を読み上げて質問いたしたいと思えます。

まず、1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

この事業は、令和6年度までに全国の市町村で実施との目標になっている。令和3年度までに18市町村が実施、令和4年度実施予定が8市町村、令和5年度実施予定が4村、令和6年度実施予定が2村で、実施時期未定が9町村となっている。

(1) 実施時期未定の町村の多くは、離島や本島北部地域となっているが、実施未定となっている主な理由は何かを質問する。

(2) 実施可能になるようにどのような施策を考えているかを質問する。

2. 令和4年度診療報酬改定について。

厚労省は、第512回中央社会保険医療協議会総会(公聴会)の資料で、令和4年度に実施する診療報

酬改定について掲載している。その中で改定の基本的視点と具体的方向性として、Ⅰ、新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築。Ⅱ、安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進。Ⅲ、患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現。Ⅳ、効率化・適正化を通じた制度の安定性・接続可能性の向上の4つが掲げられている。

(1) 令和4年度以降の後期高齢者医療広域連合の事業に影響はあるかを質問する。

(2) 被保険者への影響があるのかを質問する。

再質問は自席にてさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

おはようございます。玉城議員の御質問にお答えいたします。

1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

(1) 実施時期未定の町村の多くは、離島や本島北部地域となっているが、実施未定となっている主な理由は何かについてお答えします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、令和3年度までに18市町村が取り組んでいるところです。実施時期未定9町村のうち8町村が離島や本島北部地域となっております。

実施時期未定9町村に実施時期が未定の理由について確認したところ、自治体の費用が比較的小さいため医療専門職の人数が限られており、国保部門、健康増進部門、介護部門等の業務を少ない職員で担当していること、新規の事業に取り組む余裕がないことなどが課題であるとの回答がございました。

(2) 実施可能になるようにどのような施策を考えているのかについてお答えします。

令和3年度は全市町村を対象に、一体的事業の研修会を年3回実施しました。一体的事業の研修会は各市町村の事務職や保健師など延べ729名が参加しております。未実施の市町村を含め、全市町村の担当者が一体的実施への理解を深める機会

となっております。

実施時期未定の町村に対しましては、懸念されている体制整備等の課題の解消につながるよう、実施体制を具体的に検討する上で役立つ交付基準の変更点などの要望を、より丁寧に説明するとともに、他市町村の事例を紹介していく予定です。

次に、令和4年度診療報酬改定について。

(1) 令和4年度以降の後期高齢者医療広域連合の事業に影響はあるかについてお答えします。

診療報酬とは、医療機関の医療行為に対する対価として支払われる費用で、技術やサービスの評価である医科診療報酬・歯科診療報酬・調剤報酬と、物の評価である薬価・材料価格に分けられます。

令和4年度の診療報酬改定では、医師の人件費や技術料に当たる部分を0.43%引き上げる一方、薬の価格や医療機器の材料費に当たる部分を1.37%引き下げることが決定しております。このため、診療報酬全体としては0.94%のマイナス改定となります。

次の御質問の令和4年度以降の後期高齢者医療広域連合の事業への影響ですが、診療報酬のマイナス改定の影響よりも医療費増加に影響する被保険者数の増加、1人当たり医療費の増加、新型コロナウイルスによる受診控えの反動等がより大きいと見込まれ、医療給付費は全体として増加すると考えております。

また、診療報酬改定で示された基本的視点、具体的方向性につきましては、今後、厚労省からの通知等を踏まえ、保健事業などに反映していくことになると考えております。

(2) 被保険者への影響があるのかを質問するにお答えします。

診療報酬は、検査や注射などの治療処置、薬の処方など、それぞれの診療行為に対する点数の合計が1点10円で換算され、医療機関の収入となります。

診療報酬が改定されますと、被保険者の方の自己負担分である窓口支払いの額も変化します。

令和4年度の診療報酬改定は、診療報酬全体としてはマイナス改定となったことから、被保険者が受ける医療サービスによりましては、窓口支払

いの額が若干減少する場合もあると考えております。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

どうもありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてでございます。

この件については、この議会において私2回目の質問をさせていただいておりますが、前回はそうだったんですけれども、保健師、それからリハ専門職という職種が少ないという事情で、前回は開始できる市町村が少ないと伺っておりました。

今回は、多分それも一因にはあると思うんですけれども、規模が小さい村域においてはやっぱりスタッフも少ないということで事業が難しいということなんですが、そのリハ専門職と保健師についての現状というか、例えば募集をかければそういう町村にも来てくれるとか、そういったような必要な専門職の採用についてはどうなっているのかという、もし情報がございましたらお聞かせください。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午後11時29分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

現在、やはり離島の町村を中心に専門職の人材が少ないという状況がございます。

私どもとしましては、民間の委託による派遣というものも可能でございますので、そういう情報を市町村の説明会等で御説明をして、実施につなげていきたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

民間の医療機関等々からの派遣ということがご

ざいました。ただ、この実施事業に関しましては特に保健師とか、あとリハ専門職のほうでも常勤というところが前は文言としてあったと思うんですけれども、その辺についての形態要件は緩和されているのかということがまず1つですね。

そして、北部村域であれば、国頭は予定はしているんですけれども、例えば東村であったり、大宜味村であったり未定となっていますね。そういうところが、例えば3村一体となって事業を受けるということも可能なのか。

離島においてはそれがまた難しくはなると思うんですけれども、実施しているところは多良間村でしたか、離島圏域でもあると思うんですけれども、そこでうまくいっているという理由がもし分かるのであればお聞かせください。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時32分 休憩)

(午後11時34分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

離島での事例なんですけれども、渡嘉敷村のほうで民間の機関と連携をして、専門職を派遣するという事例がございます。

また、交付基準のほうが緩和されておまして、この一体的事業での交付金を使わなくても、ほかの職員の方が関わるというのもできるように今後改定があると伺っております。

休憩をお願いします。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午前11時35分 休憩)

(午後11時35分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

○事業課長(安永貴彦)

複数市町村が共同で実施することが可能かどうかという点なんですけれども、複数市町村で実施は可能ですけれども、広域連合と委託契約をする

場合は、地方公共団体の一部組合と契約するなど、複数市町村との共同実施の場合の委託契約の条件がございますので、実施する場合には事前に十分な協議が必要と考えております。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

ありがとうございます。実施要件も緩和されているようですし、また、民間の活力を利用して離島でもできているということですので、ぜひそういう担当者の集まりがあった際には、ぜひそういう事例を通して、最終年度の令和6年度までの実施を目指して頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、令和4年度の診療報酬改定についての質問をさせていただきます。

診療報酬改定は2年に1回行われて、そして介護報酬は3年に1回改定が行われて、6年に1回大幅な改定が行われています。

昨年が恐らく介護で、今年度は医療で、2年後に恐らく同時改定になると思いますが、直接の影響が出るというのは、やはり医療費が変わったときに給付費用を支払うということと窓口負担が上がるということは、それは存じ上げておりますが、ただ、先ほど述べた4つの具体案の中で、例えばかかりつけ医、あるいはかかりつけ歯科医、そしてかかりつけ薬局という3つの連携、それを推進することによって重複服用が抑止できたり、あるいはジェネリックとか、そういう後発品で医療費を抑えるという効果が見込めるわけですが、示された資料ではこの辺をもう少し強くするというような意味合いも感じ取れます。

それについて執行部のほうとしては、実際に被保険者の皆さんに、例えばかかりつけ医、歯科医、薬局等々の推進を進めていくに当たって、どういったことを行うのかという、そういう計画はあるのかお尋ねします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

今回、診療報酬改定で示されました基本的な方向性等の内容については、今後厚生労働省からの

通知等で示された内容に基づいて、私どもも事業の中に反映していきたいと考えております。

今回示されたことによって、何か新しい事業をすぐに行うという予定は現時点ではございません。

○議長(伊佐文貴)

玉城義彦議員。

○玉城義彦議員

どうもありがとうございます。

質問は以上でございますけれども、これまでもパンフレット等々を通してかかりつけ医、あるいは歯科医等々の案内はありましたので、改めて見直して、また今回窓口の自己負担料も上がるわけですが、10月からですね。その辺の混乱もないように、ぜひ事務局のほうとしては、丁寧に各市町村の担当のほうに伝えてもらうということをお願いいたしまして、質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長(伊佐文貴)

これをもって、玉城義彦議員の一般質問を終わります。

次に、與儀喜邦議員の一般質問を許します。

與儀喜邦議員、御登壇をお願いします。

○與儀喜邦議員

皆さん、こんにちは。那覇選出議員の與儀喜邦でございます。

昨年夏に那覇市議に当選いたし、8月より沖縄県後期高齢者医療広域連合議員として務めさせていただいております。

それまでの40年間、医師として地域医療に携わってきました。大学や公立病院勤務をはじめ、県外では開業もしてきてまして、命の大切さを実感してまいりました。

コロナ禍で生活が制限される中、医師としての経験を生かし、広域連合議会議員として市民・県民の健康にお役に立てるよう努めたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問通告書に基づいて質問いたします。

1. 後期高齢者医療費について。

事業課資料にありますように、令和3年度の医療費総額は2年続けて減少する傾向にあります。

(1) コロナ禍における外来医療費及び1人当た

り医療費の増加の要因について伺います。

(2) 令和4年度に窓口負担2割化が予定されています。外来医療費への影響についての見解を伺います。

2番、長寿健診事業について。

(1) 過去5年間の健診対象者数及び受診率について伺います。

(2) 健診受診率と医療費との関連性についての見解を伺います。

(3) 受診率向上への対策について伺います。

3番、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

(1) 現在、実施している市町村の取組状況と実績について伺います。

(2) コロナ禍において、実施計画の実現に向けての課題と対策について伺います。

以上です。再質問の際には自席にて行います。よろしくお願いします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

與儀議員の質問にお答えいたします。

1. 後期高齢者医療費について。

(1) コロナ禍における外来医療費及び1人当たり医療費増加の要因についてお答えします。

令和3年度の外来医療費は約380億円、令和2年度に比べ12.2億円の増加、率にして3.3%増加している見込みです。

令和3年度の1人当たり医療費は100万2,741円、令和2年度と比べ6,299円の増加、率にして0.6%増加となる見込みです。

要因は、外来医療の件数や単価が増加する見込みであるためです。外来医療の件数の増加はワクチン接種等の感染症対策の進展等により、受診を控えていた方が外来を受診されるようになったことで増加したと考えております。

外来医療の単価増加は、外来診療に新型コロナウイルス関連の対応等が加わるなどの単価増加要因があったためと考えております。

(2) 令和4年度に窓口負担2割化が予定されている。外来医療費への影響についてお答えします。窓口負担割合が2割となった方が必要な受診を

抑制することが懸念されます。特に議員御質問の外来医療費については、窓口負担割合が2割となった方への影響は大きいと考えております。

対策として、窓口負担割合が2割となった方を対象に、外来の受診につき施行後3年間、一月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような配慮措置が講じられます。

2. 長寿健診事業について(1) 過去5年間の健診対象者数及び受診率についてお答えします。

過去5年間の健診対象者数及び受診率は、平成28年度が対象者12万9,848人、受診率32.1%。平成29年度が対象者13万1,841人、受診率32.9%。平成30年度が対象者13万5,760人、受診率32.4%。令和元年度が対象者13万8,509人、受診率32.2%。令和2年度が対象者13万6,245人、受診率25.1%となっております。

(2) 健診受診率と医療費についての関連性についての見解についてお答えします。

長寿健診は、疾病を軽症のうちに発見し、重症化を予防することが目的の一つです。

沖縄県は他県と比較し、1人当たりの入院医療費の割合が高い特徴があります。健診受診率が向上し、より多くの疾病を軽症のうちに発見できるようになると、疾病が重症化する前に医療サービスを受ける被保険者が増え、入院医療費の減少などにより医療費総額は抑えられると考えております。

(3) 受診率向上への対策についてお答えします。

受診率向上に向けた主要な対策として、市町村、医療機関、介護施設に対し受診勧奨ポスターの配布を行っております。令和3年度は800枚を配布しました。

また、健診未受診者に対しては、受診勧奨はがきの送付を行っております。令和3年度は12月に3万人に受診勧奨はがきを送付しました。

3番、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について。

(1) 現在、実施している市町村の取組状況と実績についてお答えします。

令和3年度に一体的実施を行っている市町村は、県内41市町村のうち全体の49.3%に当たる18市町村です。

各市町村の主な取組状況として、個別訪問指導等により糖尿病性腎症やその他生活習慣病の重症化予防を行うほか、高齢者が気軽に健康教育、健康相談を受けることができる場の提供を行っております。

令和3年度は、市町村の医療専門職職員がワクチンの集団接種業務をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に従事することとなったことや、対象者が感染への不安を理由に訪問指導を望まない場合も多数あり、当初計画どおりの実施はできていない状況です。

(2) コロナ禍において、実施計画の実現に向けての課題と対策についてお答えいたします。

市町村は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により感染防止に配慮しながら、一体的実施を行うことが課題となっております。

対策として、通いの場への関与の回数減や訪問指導を電話や手紙、オンラインなどの新しい形の指導に切り替えるなど、対象者の要望をくみ取りながら、実施計画の方法や規模を弾力的に見直してきたところです。

今後の課題も感染防止に配慮しながら事業を進めていくことになります。次年度の市町村担当者研修会では、感染症対策の事例を紹介することを検討しております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

ありがとうございました。それでは、1番から順に再質問をさせていただきます。

1番、後期高齢者医療費について。

(1) 外来及び1人当たり医療費の増加というのは、コロナ感染対策の影響で少し落ち着いたから増えたのではないかとことであります。

最新の沖縄県1人当たり医療費は、全国で何番目でしょうか。また、県内の1人当たり医療費で41市町村の中で地域差はありますでしょうか。何か傾向があるのか教えてください。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

まず全国の1人当たり医療費の中で何番目かという点についてお答えいたします。

令和元年度の1人当たり実績医療費及び対全国比によりますと、沖縄県の後期高齢者の1人当たり医療費は全国平均より9万4,618円高い103万1,949円で、全国では12位となっております。

次に、県内の1人当たり医療費の地域差についてお答えいたします。

令和2年度の県内の市町村別医療費によりますと、1人当たり医療費が低い自治体は5番目まで全て離島の町村でした。

一方、医療費が高い自治体は5番目まで見てみますと、南部、北部、離島が含まれており、こちらにつきましては人口規模や地域差による特徴的な差異は確認できませんでした。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

今の答弁で、特に都市部で医療費が高いということはなさそうで、全県的な傾向でしょうか。

(2) では、先ほどの答弁で、医療費抑制の策として費用3,000円で収まるということで、これも3年間でしたか、その後も継続していただきたいのが本音であります。

続きまして、2番の長寿健診事業についてですけれども、(1) 対象者数はこの5年間ほとんどが変わっていないような感じではありますが、受診率は32%前後と。特に令和2年度は21.5%でしたか、かなり低い率ですが、対象者は変化はなく、今後令和4年、5年、6年と団塊の世代が後期高齢者に入れば、どのぐらいの対象者数増加が予想されますでしょうか。

また、健診受診率の努力目標というのは幾らぐらいでしょうか。お伺いします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

令和4年度、令和5年度の健診対象者数についてお答えいたします。

健診対象者数としましては、令和4年度は約13万5,000人、令和5年度は約14万3,000人を想定し

ています。

健診対象者数ですけれども、保険者数から長期入院の方や特別養護老人ホーム入居の方等を除いた人数となっておりますので、例年被保険者数より約8%ほど少ない人数となっております。

次に、受診率の目標についてお答えいたします。

令和4年度、5年度の健診受診率の目標値は現時点では決定しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により健診受診率が大きく落ち込んでおりますので、健診受診率を新型コロナウイルス感染前の水準に回復させていくことを目指したいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

受診率35%は決して高い数値ではないと思うんですけれども、県、市町村との連携を引き続きお願いしたいと思います。

(2)の健診受診率と医療費との関連性。未受診者が増えれば、当然医療費も上がるだろうと思います。これから対象者数は増え続け、受診率が低下すれば疾病の発見が遅れ、やはり医療費上昇につながるそうだとということであります。

それでは、県内で対象者数が多い市を、那覇市を含めてですけど、3つほど挙げていただき、また各々の受診率はいかがででしょうか。お伺いいたします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

県内で健診対象者が多い市町村3つの受診率等についてお答えいたします。

令和2年度に健診対象者が多かった市町村についてお答えいたします。市町村は那覇市、沖縄市、うるま市の3市です。

那覇市は対象者が3万1,811人のうち受診者は7,607人、受診率は23.9%です。沖縄市は対象者が1万1,530人、受診者は2,214人、受診率は19.2%です。うるま市は対象者が1万1,488人、受診者が2,435人、受診率は21.2%となっております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

今、お聞きしました3市は軒並み受診率が低いようであります。私は特に対象者数の多い地域をターゲットにして受診率向上を目指すべきではないかなというふうに思いますし、重点的に受診率を上げる計画が必要かもしれません。

次に(3)ですけど、受診率向上対策。これまでも答弁にありましたように、継続した周知は当然必要なことだと思います。受診率を上げるということは、病院に行って、医療側に健診を行っていただき健診費用を負担するわけですけれども、健診費用の契約についてですけれども、どのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長(伊佐文貴)

休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午後0時00分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開します。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

契約につきましては、県の医師会と集合契約を結んでおります。また、医師会に加入していない一部の病院につきましては、個別の契約を行っております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

今、質問したのは健診費用というのが個別と集団があったと思うんですけど、しっかりとした費用の単価はどれぐらいでしょうか。お教えてください。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

基本的な健診の項目で見ますと、集団健診については令和3年度の単価が6,792円、個別健診の単価が7,150円となっております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

今、大体個別が診療所とか病院でやるわけですから7,150円、その差は358円ですけれども、私が知り得た限りでは九州の中核市2市ですけれども、委託先が異なったりとか、医療機関で多少の差があったりはするようですけど、一方は8,000円近いわけです。もう一方は9,235円とのことでありました。

ですから、県内の医療機関に個別健診を頑張ってもらうために費用を引き上げるとか、そういうことはできませんでしょうか。伺います。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

単価の設定につきましては、国保連合会と医師会の間で特定健診の金額の設定をしております。その額と同額という形で進めております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

ぜひとも今後そういった面も検討していただきたいというふうに思います。

受診率向上対策としてですけれども、ポスターとかそういう以外に、そのほか未受診者を減らす工夫、そして受診率向上に向かってこれまでとは違った取組などはないでしょうか。お伺いします。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

受診率向上につきましては、今年新たな取組といたしまして、受診勧奨用のポケットティッシュ6,000個を作成しまして、各市町村の後期高齢の窓口で配布したところでございます。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

今の答弁で本当にすばらしい取組で、いい取組でないかなというふうに考えます。例えばポケットティッシュを受診勧奨用に窓口で渡しながら行

うと。あるいは、市町村の窓口以外にも地域に入り込んで、地域の包括支援センターなどで配ってもらうなど、新しい取組が本当に必要なというふうに考えます。

(資料掲示)実は、これがそのティッシュでございまして、これはたまたま私が1月中旬に市の担当窓口パンフレットをもらいに行った際に何気なく手にしたものでございまして、窓口の方にお聞きしましたところ、多くの方が持って行き、約2か月間で500個が既になくなったと。

私、つい2、3日前も確認した行ったんですけれども、もうありませんと言われたんです。土日休日を除きまして恐らく40～50日間で500個、1日10個以上の計算になるわけで、チラシを持って行く方よりもはるかに多かったと、担当の方は話しておりました。とてもいいアイデアだと思います。

例えばパンフレットとか、送ったはがきは一度見たら見返すことはないあまりないように思うんですね。ですが、ティッシュは1回で使い切ることはありませんし、使うたびに「長寿健診」の文字を目にすることで、なかなか受診率が上がらない中、このような新しい取組が重要で、かつ必要かと思います。

例えば年2回、春と秋に窓口で渡すとか、市町村を通じて包括支援センターなどで配布していただき受診を促すなど、そういうことも考えていいのではないかと思います。

再質問ですが、この事業を継続していく計画や予定はありますでしょうか。伺います。

○議長(伊佐文貴)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

今回ポケットティッシュにつきましては、新規事業ということもありまして、非常に小さな規模で進めさせていただいたことがありましたので、規模の大きい市町村につきましては、若干数が足りなかったところがあったかと思います。

今後につきましては、市町村の意向を踏まえて、この規模を拡大することも含めて検討していきたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

與儀喜邦議員。

○與儀喜邦議員

ぜひとも続けていただきたいと思います。

続きまして3番、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてですけれども、事業が始まってすぐにコロナが流行して業務が十分にできない状態のようであります。

再質問ですけど、コロナ禍で人手が足りずに年度内に各市町村が予算どおり執行できなかった場合、予算は返却することになるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午後0時08分 休憩)

(午後0時08分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

再質問にお答えいたします。

一体的事業につきましては、業務委託契約に基づいて広域連合に実施年度の翌年度4月に市町村は実績報告を提出します。その後、提出書類の審査後に委託料を確定し、市町村に対して、例年ですと翌年5月に委託料を支払うという仕組みになっております。

よって、金額を返金いただくというようなことは発生しておりません。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

これをもって、與儀喜邦議員の一般質問を終わります。

次に、糸数貴子議員の一般質問を許します。

糸数貴子議員、御登壇お願いします。

○糸数貴子議員

質問の前に所感を述べさせていただきます。

オミクロン株が原因だと思われるコロナ第6波が猛威を振るっております。後期高齢者の皆さんにとっては、ワクチン接種の効果も薄れてきているところにこの第6波であり、さらにはまたイベントや集会などを控えることによるフレイル予防の機会の減少など、高齢者医療については今まさ

に様々な取組が必要ではないでしょうか。

また、コロナ禍で実際に後期高齢者を支えている世帯にとっても、収入減少等による保険料への負担増や、秋から医療費窓口負担増についても、世帯によっては後期高齢者を支える次の世代への実質的な負担が増加していると考えられます。必要な支援と負担軽減についての方策が早急に必要だと考えます。

それでは、発言通告に基づき質問をします。

1. 保険料について。

(1)後期高齢者医療制度は全国一律の制度である中で、後期高齢者の負担軽減に向けて、沖縄県の後期高齢者医療広域連合が独自にできることはあるのか伺います。

(2)保険料の減免について、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請についての申請状況と、通常の減免の申請状況について伺います。

(3)保険料の滞納により短期保険証に切り替えられた人数、それから滞納した人への差押さえの状況について伺います。

(4)団塊の世代が後期高齢者になっていくにつれ、医療費もちろん増えていくと思われそうですが、そうすると保険料の負担も増えることになります。このまま高齢者の医療費負担が増え続けることについて、広域連合としての見解を伺います。

次に、病院窓口での2割負担への引上げについて。

前回の議会で、医療費の窓口負担の2割化について、県内では約2万2,000人が対象ということでした。現在の取組状況について伺います。

最後に、事務所移転について。

候補地選定に当たり、当局としては何を重視すべきだと考えているのか伺います。

再質問があれば自席にて行います。よろしくお願ひします。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数貴子議員の質問事項1及び2について、順次お答えいたします。

まず質問事項1の保険料についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、現役世代からの支援金と公費で約9割をまかなう制度となっております。その内訳といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律において、公費が約50%、若年者の保険料を財源とした後期高齢者支援金が約40%と定められており、残り約10%が後期高齢者の保険料負担となっております。

本広域連合のみが独自に負担軽減を実施することは、法的な根拠もなく難しいものと考えております。

ただし、保険料率等につきましては条例で定めることとなっております、令和4年度及び5年度における保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、限度額は2万円の増額、保険料率につきましては所得割率及び均等割額につきまして、ともに据え置くとして議案を提案しております。

次に、(2)令和3年度における保険料減免についてですが、昨年12月末現在で新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請数は189件で、通常の前年度減免申請数は33件となっております。

続きまして、(3)短期被保険者証の交付状況ですが、令和3年11月の調査によりますと261人となっており、差押人数につきましては令和2年度決算時におきまして10人となっております。

(4)につきましては、今後、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり医療費が増加する一方、それを支える現役世代が減少していく中で、現役世代の負担がさらに大きくなることが見込まれております。

本広域連合といたしましても、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、後期高齢者医療制度の財政運営について将来的な制度の持続可能性を高めるために、国の財政支援の拡充をこれからも求めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の病院窓口での2割負担への引上げについてお答えいたします。先ほどの答弁と重複することを御了承ください。

窓口負担の見直しにつきましては、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より施行となりました。

今回の見直しは、一定以上所得のある高齢者の方に御負担いただく改正であり、その目的や内容について丁寧な周知広報が必要なことから、国のほうでは1月4日より後期高齢者窓口負担割合コールセンターを設置しており、本広域連合のホームページにて御案内しているところでございます。

被保険者証につきましては、7月に一旦9月末日までの被保険者証、9月に2割負担の被保険者証も含めて10月1日から来年7月末までの被保険者証の年2回交付することとなっております、その際にリーフレットも合わせて同封し発送する予定でございます。

本広域連合としましては、国と連携を図りながらリーフレットやホームページなどを活用して、被保険者に対し丁寧な説明と見直し内容の周知を行うなど、十分な広報周知に努めるとともに、窓口業務を担っている市町村とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長(伊佐文貴)

大城朝克総務課長。

○総務課長(大城朝克)

糸数議員の3番目の質問、事務所移転について。

候補地選定に当たり、当局としては何を重視すべきだと考えているか伺うにお答えします。

候補地選定に当たり重視すべき点は、設置を予定しております事務所検討委員会で検討するものと考えていますが、例えば広域連合の事務所は75歳以上の後期高齢者が来所することから、事務所の位置が分かりやすく、全県域からの来所がしやすい場所であること。次に、公共交通機関のアクセスがいいこと。また、広域連合の運営が構成市町村負担金でまかなわれていることから、事務所の改修費用等が最小限で済む施設であること。賃借料がなるべく低廉であること。また、後期高齢者医療業務を安定的に運営するため、中長期の入居が可能で事務所の面積が確保されていること。そのほか来所者の駐車場が確保されていること。職員の通勤の利便性がよいことなどが考えられます。

○議長(伊佐文貴)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

御答弁ありがとうございました。

全国後期高齢者医療広域連合を通して、国にこれまで保険料の負担に関しては声を上げてきたことと思います。ぜひ継続して沖縄の後期高齢者の皆さんへ思いをはせて、一人一人の負担を減らしていくことを、地元の声を通じて国に求めているとしたいと思います。

(2) 保険料減免の申請状況について再質問をします。

例年の同時期との比較はどうなっていますでしょうか。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請数につきましては、対前年度比27件の減、通常減免申請数につきましては、前年度と比較いたしまして2件の減となっております。

○議長(伊佐文貴)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

どちらの減免申請も減になっているということで、これは喜ぶべきことなのか。でも、もしかしたら広報周知が徹底されているのかということでは、市町村によってばらつきとかはあるのでしょうか。広報の市町村での差みたいなものがないかなというので心配しているところです。御答弁をお願いします。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

今、市町村別にばらつきがある理由について調査しておりませんが、こちらとして今考えられることといたしましては、やはり令和2年度の際のコロナ減免に関して既に所得の減少が起っておりまして、そこから3年度もさらに減少するとなると、そこは少し数が減ってきたのではないかなというふうに考えております。

○議長(伊佐文貴)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

ありがとうございます。コロナによる死亡、または重篤な傷病が対象となっているのですけれども、ワクチンの副反応等による重篤な被害についても対象に加えるべきではないかなと考えますが、この減免制度の中身についても国の基準ということでもよろしいでしょうか。減免の内容についても国の基準、全国一律ということでもよろしいでしょうか。

○議長(伊佐文貴)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

ただいまの再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の減免の内容につきましては、全国同じだというふうに解釈しております。

○議長(伊佐文貴)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

コロナ禍、本当に予期せぬことがたくさん起こっている中で、臨機応変な対応が必要になっていると思います。ワクチン被害についても対応できるような形で議論の喚起を、ぜひ国のほうに要望などで上げてほしいなと思います。

(3)の滞納による短期保険証への切替え、そして差押えについてもコロナ禍以前とコロナ禍で変化が見られるのかどうかということと、減免につなげられるような事例もあったのではないかとということで、その辺、運用で減免等の絡みも含めての対応になるのかどうか伺います。

○議長(伊佐文貴)

休憩いたします。

(午後0時25分 休憩)

(午後0時25分 再開)

○議長(伊佐文貴)

再開いたします。

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数議員の再質問にお答えいたします。

まず短期被保険者証の交付人数につきましては、令和2年11月と比較いたしますと109人の減、差押人数につきましては7人の減となっているところ

ですけれども、こちらにつきましてはコロナウイルス感染症の影響があったかということにつきましては、調査してはおりませんので分からないところではございますが、ただ、市町村のほうといったしましても、やはりコロナウイルスの影響の中なかなか役所に来れないケースだったり、様々なケースがございますので、その辺は市町村ごとに柔軟に対応しているということは伺っておりますので、多少影響はあったのではないかとこのように考えております。

○議長(伊佐文貴)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

ありがとうございます。減っているということで安心をしました。

今、ベーシックインカムではなく、ベーシックサービスという考えが出てきていまして、必要なサービスを必要なときに無料で受けられる社会の在り方を求める考え方です。ぜひそうした発想の転換も視野に入れて、繰り返しになりますが、国への発信をまた継続してほしいと思います。

あと、窓口負担につきましては、上地議員のほうで深めていただいたので再質問はしません。

事務所移転についても、すごく丁寧に説明をしていただいてありがとうございます。委員会で意見を尊重して決めていくということなので、様々な課題があるかと思いますが、最適な場所を選定してくださることを期待しています。

これで、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長(伊佐文貴)

これをもって、糸数貴子議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了しました。

○議長(伊佐文貴)

続きまして、日程第14、これより討論、採決を行います。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより議案第1号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(伊佐文貴)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより議案第2号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(伊佐文貴)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(伊佐文貴)

これより議案第3号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊佐文貴）

議案第4号、令和3年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長（伊佐文貴）

これより議案第4号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊佐文貴）

議案第5号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長（伊佐文貴）

これより議案第5号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊佐文貴）

議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長（伊佐文貴）

これより議案第6号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊佐文貴）

議案第7号、沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長（伊佐文貴）

これより議案第7号について、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（伊佐文貴）

続きまして、日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊佐文貴）

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の
継続審査に付することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(伊佐文貴)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(伊佐文貴)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(伊佐文貴)

これで、令和4年第1回沖縄県後期高齢者医療
広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時36分 閉会)